

平成 31 年 3 月 18 日
在シンガポール日本国大使館

12 歳以下の子どもに係るジフテリア及び麻しんの予防接種に関するお知らせ

シンガポール保健省においては、感染症法の改正に伴い、2019 年 2 月 1 日より、12 歳以下の子どもの外国人が長期滞在（新規）しようとする場合には、家族帯同ビザ（Dependent Pass）、長期滞在ビザ（Long Term Visit Visa）、学生ビザ（Student Visa）の申請時にジフテリア及び麻しんの予防接種の結果について、英文の証明書を提出することを義務付けています。（月齢・年齢相当のジフテリア、麻しんの予防接種を終えていないときはオンライン上ビザの申請をすることができません。）

なお、シンガポールにおける予防接種のスケジュールは以下の点で、日本のスケジュールとは一部異なりますのであらかじめ母子手帳等でご確認ください。

（シンガポールのスケジュール）

（1）ジフテリア：生後 3～5 ヶ月時に行う予防接種は最低 4 週間隔

* 上記の間隔が 4 週間に満たなくとも、20 日以上あればオンライン上は申請することができます。その場合、申請後に以下の情報を記載の上 hpb_nir_fne@hpb.gov.sg に連絡してから健康増進庁（HPB：Health Promotion Board）において個別に審査となります。

- ・ 申請番号（NIR から始まる番号が付与）
- ・ 申請する子どもの名前と生年月日
- ・ 申請手続を担当される方のご連絡先情報（お名前、電話番号、メールアドレス）

（注）添付書類に出生証明書を求められますのであらかじめご準備ください。なお、戸籍にお子様の出生の事実が記載されている場合は、当館で出生証明書の申請が可能です。申請方法についてはこちら

（https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_shoumei_shusse.html）
をご覧ください。

（2）麻しんの 2 回目：月齢 15～18 ヶ月の期間に 1 回目から最低 4 週間隔

（参考：日本の接種スケジュール）

（1）ジフテリア

初回接種は生後 3～12 ヶ月の期間に 20～56 日の間隔で 3 回、追加接種は

3回目の接種を行ってから6ヶ月以上の間隔をおいて1回（4回目）、11～12歳の期間に1回（5回目）の接種を行うこととされています。

(2) 麻しん

1歳に到達してから1回、5～7歳の期間に1回の接種を行うこととされています。

(シンガポールにおける感染症法改正情報（英語）)

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/documentation-of-diphtheria-and-measles-vaccination-required-for-foreign-born-children-apply-for-long-term-immigration-passes-in-singapore>

(予防接種のスケジュール)

<https://www.nir.hpb.gov.sg/nirp/eservices/immunisationSchedule>

(Q & A)

<https://www.nir.hpb.gov.sg/nirp/eservices/foreignchildrenfaq>